

## 第 17 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 11 月 26 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 1 時 30 分時開会 午後 2 時 15 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 12 人  
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄  
5 番 佐々木辰善 7 番 相澤峰基 9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦  
11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 6 番 寺崎秀子、8 番 森脇豊仁
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4 番 佐藤美頭雄、9 番 小川一也
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について  
報告第 3 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 3 号 別段の面積の区域指定について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 6 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断  
について  
議案第 7 号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

議長

これから、第17回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は12名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、4番委員、9番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁から8頁までをご覧ください。

番号が10番から13番の4件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は9頁から18頁までに載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案19頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」でございます。

農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項の規定により毎年、事業年度の終了3か月以内に事業の状況等について、農業委員会に報告する義務があります。

農業委員会は、その報告から農地所有適格法人の要件を満たしているか否かの確認をすることになっています。

農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項で4点について定められており、1点目が「法人形態要件」、2点目が「事業要件」、3点目が「議決権要件」、4点目が「役員要件」について、それぞれの規定を満たすことが必要であるとしています。

報告書の提出状況について、議案20頁をご覧ください。

鷹栖町において、報告の義務がある農地所有適格法人は、一覧表のとおり、25法人で現在、21法人の報告を受理し、要件を確認済です。

確認内容については、本日配布しました青の付箋の「農地所有適格法人

要件確認書」のとおりとなっておりますので、ご覧ください。

報告の無い法人4件については、これまで2回督促し、報告書の提出を促しているところです。

今後、あつせんにあたって、報告の無い法人との関わりがある場合、報告書の提出について、ご指導いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案21頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現地証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名し、専決処分しましたので報告します。

1番の案件については、吉本会長、小原委員、佐々木委員、2番の案件については、吉本会長、畑山委員、寺崎委員を指名しました。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第5議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案22頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は23、24頁をご覧ください。

番号が7番の1件の許可申請がありました。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は25頁に載せてありますのでご確認ください。

7番について、家庭菜園規模の畑の規模拡大で、現在、大根等の野菜を作付けしており、農地取得後も引き続き、同様の作付けをするとの申請です。

7番の農地法第3条の許可要件については、議案26頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長  
委員  
議長  
議長

事務局長

議長

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は29頁、30頁をご覧ください。

番号が40番から44番までの5件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の備考欄のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が6か月以内であるかの確認については、今回の5件全て、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第7議案第3号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案32頁をご覧ください。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定につい

て、審議願います。

対象の農地については議案 33 頁の 3 番、4 番の 2 件で 4 筆、場所は 3 番については 34 頁、4 番については 36 頁をご覧ください。

本日配布しました黄色の付箋の部分に現地の航空写真、2 枚目に現地の写真がありますのでご覧ください。

3 番については、平成 30 年 10 月 30 日付けで申請があり、空き家に隣接する農地として、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

所有者については、共有ということで 2 人の名前が記載されています。

別段の面積の指定については、「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

35 頁の判断用件調査書により、10 項目の判断要件を調査しています。

3 番目の項目にありますように当該農地は、市街化調整区域内の農地であり、「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」において、市街化調整区域以外であることを要件としていましたが、空き家については線引き前に建築された住宅であるため、1.5 倍以下の立て替えが可能で、農業従事者でない者でも購入可能な物件であることから、市街化調整区域以外と同様の取り扱いができる状況を踏まえ、例外案件として、提案しています。

今回申請のある面積が 2 筆で 842 m<sup>2</sup>、家庭菜園の範囲と判断しています。

4 番については、平成 30 年 11 月 7 日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

37 頁に判断用件調査書により、8 項目の判断要件を調査しています。

農地の集積又は集約に適さない小規模な農地であるかについては、利用調整組合に確認しています。

今回申請のある面積が 2 筆で 1,182 m<sup>2</sup>、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

3 番、4 番については、現在のところ、取得を希望している人がいる状況です。

以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1 a の区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでもよろしくお願います。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 3 号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりまし

たので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第3号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第8議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案38頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は39頁、40頁になりますのでご覧ください。

番号が8番から10番までの3件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、41頁から45頁までに記載していますのでご確認ください。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明8番から順にお願いします。

議長

それでは、8番です。

7番委員

あっせん回数が5回で、概ね単価が250,000円で成立しています。

議長

9番です。

12番委員

あっせん開始が10月22日からで4回です。

単価が210,000円で決まっております。

議長

次の案件ですが、あっせん申出が7月11日であっせん回数が5回で大きな田んぼは255,000円、小さい田んぼは160,000円で成立しています。

議長

それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」

を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 46 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 47 頁、48 頁になります。

番号が 81 番の 1 件でございます。

鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件で、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う更新による賃貸借です。

位置図については、49 頁に載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました赤の付箋に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で 1 件の内容を確認しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 10 議案第 6 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 50 頁をご覧ください。

議案第 6 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」です。

農地法第 30 条に規定する利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査の実施に基づく、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議願います。

対象の農地については議案 51、52 頁、場所は 53 頁に全体の位置図、54 頁から 60 頁までに詳細の位置図載せてありますので、ご覧ください。

対象の農地は 7 件 18 筆で、所在、地番、登記地目、面積、所有者、調査年月日、調査内容、現況地目、判断基準については議案の記載のとおりです。

平成 30 年 10 月 26 日に現地を確認している農地で、判断基準に基づき、非農地であるか判断していきます。

なお、1番から5番までは、昨年度の利用状況調査で1号遊休農地として判断し、農地中間管理機構によっても、借入基準に適合しないとの判断を受け、今年度の荒廃農地調査においても農業上の利用の増進を図ることが見込まれないことから、非農地と判断する状況です。

また、6番、7番については、今年度から利用状況調査において、再生利用が困難な農地であると判定した場合、農業委員会総会において、非農地と判断できる取り扱いとなりました。

その取扱いに基づき、再生利用が困難な農地であると判定により、非農地として判断する状況です。

以上から、7件18筆については、全て非農地であると判断する見解としていますが、ご審議願います。

説明は以上です。

議長 はい、議案第6号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第6号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は、提案どおりと決定しました。

議長 続きまして、日程第11議案第7号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案62頁をご覧ください。

議案第7号「土地の現況証明書の交付について」です。

現況証明の内容については、63、64頁をご覧ください。

番号が5番、6番で2件7筆でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりです。

証明が必要な理由は、5番については地目変更するため、6番については現況に併せて土地の整理をするためです。

位置図は議案65頁、66頁に載せてあります。

まず、5番について、報告第3号で報告しました現地確認委員の指名の1番の現地確認委員3名が現地確認をしましたので、現地の状況の報告願います。

5番委員 はい、5番の案件について、11月9日に吉本会長、小原委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、建物が建ってから相当の年数が経過しており、現況に併せて、分筆することから農地以外と判断し、証明書の発行を課とし



ました。

報告は以上です。

主事

議案 65 頁と本日配布しました現地調査票及び現地写真をご覧ください。

一番下に記載されている納屋は昭和 36 年、物置は平成 8 年、③の物置は昭和 40 年、①の納屋は昭和 60 年に建てられたものであり、いずれの建物も年数が相当経過している状況です。

経緯についての説明は以上です。

事務局

続きまして、6 番について、報告第 3 号で報告しました現地確認委員の指名の 2 番の現地確認委員 3 名が現地確認をしましたので、現地の状況の報告願います。

2 番委員

はい、6 番の案件について、11 月 20 日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、建替え以前から納屋と物置があり、その納屋と物置が建ってから、相当な年数が経過していることから、農地以外と判断しました。

報告は以上です。

石塚主事

議案 66 頁と本日配布しました現地調査票及び現地写真をご覧ください。

青色の点線で囲われている部分が、今回申請のあった土地でございます。

願出のあった土地には、納屋及び物置が建っている状況です。

納屋は建て替えられたものですが、建て替え前と同じ場所に建てられたものです。

建て替え前の納屋及び物置は昭和 55 年頃に建てられたものであり、建物が建ってから相当な年数が経過している状況です。

経緯についての説明は以上です。

事務局長

6 番につきましては 4 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

説明は以上です。

議長

最初に 6 番の案件とします。

4 番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは 6 番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

6 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

6 番までの案件について認めると決定しました。

4 番委員

着席

議長

5 番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願い

いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第7号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、12月25日火曜日としていますが、定例会終了後、忘年会を計画しており、町長の出席とご夫婦での出席をお願いしたいと考えていますので、開催日時について、12月20日木曜日、午後4時30分からでよろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第18回定例会は、12月20日木曜日、午後4時30分から定例会でよろしくをお願いします。

忘年会の場所は、後日、お知らせします。

事務局長 2の「'18旭川近郊の農業青年と女性との交流会」についてです。

開催実績について石塚より説明します。

主事 10月27日に予定どおり交流会を開催し無事終了しています。

参加者は、女性が13名、男性が11名その内鷹栖町からは3名となっています。

交流会でカップルが4組成立した実績となっています。

皆さんの協力もあり、交流会を開催することができました。

ご協力ありがとうございました。

事務局長 3のあっせん委員の指名ということで、前回から4件増えております。

4件の指名についてお願いします。

議長 私から指名してよろしいですか。

委員 良し

議長 35番は、9番委員、12番委員、36番は、私と、9番委員、6番委員、11番委員、37番は、7番委員、8番委員、38番は、2番委員、4番委員でお願いします。

議長 みなさんから何かありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第17回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。